

真珠区画漁業権の運用に係る実態調査の結果を踏まえた対応について

1 調査結果

- 漁協が徴収する名目としては、漁場使用料や協力金等となっているが、その使途は実質上以下の2類型となっている。
 - ① 他の漁業者、組合員等が営む漁業との調整に係るもの
 - ② 漁場環境調査、漁場環境維持、漁場監視等、漁場において漁業を営むにあたって受けるサービスに係るもの
- ①については、漁業に新規参入するような場合には、本来関係する漁業者すべてと個別に調整しなければならないところ、漁協が代替して行っているものであって、これに係る費用を徴収するのは妥当であると考えられる（養殖施設の設置により漁場を占有するため、他の漁業活動が制約される）。
- ②についても、漁場を継続して利用するために漁協が提供するサービスに対し、漁協の組合員や他の漁業者同様に支払が求められているものであって、それ自体は妥当であると考えられる。
- その一方で、合理的であると言えるか否かについては個別の事情を踏まえて判断されるべきものではあるが、これら調整やサービスの対価として合理的か明確に確認できない、少なくとも参入側に疑問を生じせしめている事例、当事者間における意思疎通が十分でない場合も存在しているところ。

2 今後の対応

このような実態を踏まえ、これら調整やサービスを行う漁協が、その費用を受益の程度に応じて負担させることには妥当性があると考えられることから、何が許容可能で何が不適切なのかの基本的な考え方とともに、典型的に許容可能な事例と不適切な事例を示したガイドラインを策定することとしたい。

「真珠に関する漁業権の民間への規制緩和」に係る
国家戦略特区ワーキンググループからの論点について

1. 名目の如何を問わず、漁協が真珠養殖の漁業権者から徴収している徴収金の内容（名目、理由、金額など）が合理的といえるかについて、詳細な実態調査に基づき、徴収金を徴収していない真珠養殖漁場とのケースとも比較しつつ報告すること。

→ 名目としては、協力金、賦課金、漁場利用料、管理費、行使料等であった。このうち、行使料については、平成28年3月25日付け27水管第2359号水産庁長官通知「真珠養殖業を内容とする区画漁業権の運用について」を踏まえ、各県において是正の指導が行われているところである。

理由については、漁場環境維持（藻場造成、種苗放流、海岸清掃等）、漁場監視、他の漁業との調整、赤潮調査、環境調査、漁場管理（浮標灯の設置）、注意喚起の看板設置等であった。

金額（単価）については、地区や居住場所、養殖の種類（筏式・はえ縄式）等により異なっていた。また、算出の単位として、平方メートル当たり、台数当たり、年間一人当たり、坪当たり等があった。

徴収金を徴収していないケースについては、漁場監視等の役務を行っていない、他の漁業との漁場競合等もなく徴収する必要がないなどが理由であった。

また、漁業権者からは、同一県内でも単位当たりの料金に差があり不公平と感じる、対価関係が分からず、算定について不透明であるなどの意見があったが、監視をしてくれるのはありがたい、話し合いにより決定しているので納得している、浮標灯の設置等安全面での対価を十分に得ているなどの意見もあった。

このように、徴収金の実態は様々であり、平準化して評価することは困難であることから、下記のガイドラインに基づき、地域の事情を踏まえ、県が漁協を適切に指導していくことが必要であると考える。

2. 漁協による優越的地位の濫用を防止し、行使料の名目か否かにかかわらず、漁協が真珠養殖の漁業権者から金銭を徴収する場合の合理性・妥当性を担保するため、適正なコストの明記により、具体的な判断基準を示したガイドラインを作成すること。

→ 御指摘を踏まえ、今後、行使料等の徴収金の徴収に当たり、合理性・妥当性が担保できるような方策について、ガイドラインを作成し、都道府県に対しその徹底を要請したい。

3. 個々の漁協における、徴収金の使い道について透明性を確保するため、徴収金の会計報告と情報公開の仕組みを設けること。

→ 御指摘を踏まえ、徴収金の使途の透明性の確保に向けた漁協の責務として、業務報告書等における適切な会計報告や漁業者からの求めに応じた適切な説明を行うことを記載したガイドラインを作成し、都道府県に対しその徹底を要請したい。

4. 平成 28 年 3 月 25 日付水産庁長官通知について、漁業権管理の名目でなければ徴収が許容されるかのように解される記載は不適切であることから、名目の如何を問わず、漁業権管理のための負担金は徴収できない旨を明らかとなるよう修正すること。

→ **真珠養殖業を内容とする区画漁業権の管理のために負担金が徴収できないことは明記されているところであるが、御指摘を踏まえ、今後の漁業権の切替に際し、同趣旨を含む通知を発出することとしたい。**

ただし、

① 養殖筏の設置等により漁場を占有することになるため、当該漁協・組合員が営む他の漁業との調整が必要不可欠であることから、実際に調整を行う漁協が、これに必要な費用を徴収すること、

② ②直接免許されている経営者が漁場の利用者として漁協の行う監視、取締り等のコストを負担すること

等は認められると考える。

前回のヒアリング回答（「真珠に関わる漁業権の民間への規制緩和」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの論点について）1.において、「金銭の支払実態がなかったのは4県（茨城県、高知県、福岡県、宮崎県）であった。」としたが、今回の詳細な調査により、茨城県にあっては受入協力金による支払いの実態が確認されたので下記のとおり訂正します。

記

状況を把握していないと回答した8県について調査したところ、金銭の支払実態があったのは5県（茨城県、広島県、長崎県、熊本県、大分県）であり、金銭の支払実態がなかったのは3県（高知県、福岡県、宮崎県）であった。

なお、金銭の支払実態があった5県のうち、大分県では行使料の名目で支払われており、残りの4県においては、賦課金、漁場使用料、海面占有料、真珠迷惑料、漁場迷惑料、協力金、漁場代又は受入協力金の名目で支払っていた。